

第五回 国会 建設委員会 議事録 第十三号

昭和二十四年五月七日(土曜日)

午前十一時五十分開議

出席委員

委員長 淺利 三朗君

理事 鈴木 仙八君 理事 内藤 隆君

理事 松井 豊吉君 理事 前田 榮之助君

理事 池田 峯雄君 理事 天野 久君

宇田 恒君 瀬戸山 三男君

三池 信君 宮原 幸三郎君

上林 與市郎君 増田 連也君

出席政府委員

國家消防廳 瀧野 好晴君

建設政務次官 内海 安吉君

(河川局長) 建設技官 目黒 清雄君

委員外の出席者

(河川局監理課 長) 建設事務官 宮前 憲三君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月六日

志和、廣島間道路開設の請願(中川 俊思君紹介)(第一〇一一号)

矢島、象潟間縣道改修の請願(村上 清治君紹介)(第一〇一二号)

關東地方の水害復旧費助成に關する請願(春日正一君外二名紹介)(第一〇三三三号)

野之瀬村の災害復興費補助に關する請願(深澤義守君紹介)(第一〇四二二号)

勝沼、大月線を國道に編入並びに改修の請願(深澤義守君紹介)(第一〇四六号)

北上川改修の請願(野原正勝君外五名紹介)(第一〇四七号)

富士橋改築促進の請願(天野久君外二名紹介)(第一〇四八号)

石狩、苫小牧間内陸運河開設及び運河地帯の濕地干拓に關する請願(宇野秀次郎君外三名紹介)(第一〇五五号)

一箕村地内不動川砂防工事促進の請願(大和田義榮君紹介)(第一〇七二二号)

警井川上流砂防工事促進の請願(高田弥市君外五名紹介)(第一〇七九号)

北上川改修並びに災害復旧促進の請願(小澤佐重喜君外五名紹介)(第一〇八〇号)

幕別、池田間の十勝川に橋梁架設の請願(高倉定助君外一名紹介)(第一〇八二二号)

川内地方の災害復旧事業促進に關する請願(石原登君紹介)(第一一〇〇号)

斐伊川治水工事施行の請願(木村小左衛門君外三名紹介)(第一一一〇二二号)

兵庫縣の庶民向貸住宅増築に關する請願(堀田賀四郎君紹介)(第一一二三三三号)

板橋町の區画整理に關する請願(松井豊吉君紹介)(第一一三四号)

表生駒山系砂防工事施行の請願(松永佛骨君紹介)(第一一三九号)

遠賀川堤防補強工事費國庫補助増額

の請願(田代文久君外一名紹介)(第一一五六号)

阿武隈川築堤工事延長の請願(大内一郎君紹介)(第一一九八号)

安倍川改修工事繼續施行に關する請願(西村直巳君外一名紹介)(第一一九九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

水防法案(内閣提出第一四〇号)

屋外廣告物法案(内閣提出第一七三三号)

○淺利委員長 これより會議を開きます。

去る二日付託になりました屋外廣告物法案、内閣提出第一七三三号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

屋外廣告物法案

(目的)

第一條 この法律は、美觀風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止するために、屋外廣告物の表示の場所及び方法並びに屋外廣告物を掲出する物件の設置及び維持について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「屋外廣告物」とは、常時又は一定の期間繼續して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣

告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものをいう。

(廣告物等の制限)

第三條 都道府縣は、條例で定めるところにより、美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、市(都の特別区を含む。)及び人口五千以上の市街制町村の区域について、屋外廣告物(以下「廣告物」という。)の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を制限することとができる。

2 前項に規定する市街制町村は、当該都道府縣の條例で定める。

第四條 都道府縣は、條例で定めるところにより、美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる地域又は場所について、廣告物の表示及び廣告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限することができる。

一 都市計画法(大正八年度法律第三十六号)第十條第二項の規定により指定された風致地区

二 市街地建築物法(大正八年度法律第三十七号)第二條第二項又は第十五條の規定により指定された住居専用地区又は美觀地区

三 史蹟名勝天然紀念物保存法(大正八年度法律第四十四号)第一條の規定により指定された地域

四 國宝保存法(昭和四年法律第十七号)第一條の規定により指定された建造物の周囲で、当該

都道府縣が定める範囲内にある地域

五 森林法(明治四十四年法律第四十三号)第十四條第九号の規定により保安林に編入された森林のある地域

六 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、美觀風致を維持するために必要があるものと当該都道府縣が指定するもの

七 公園、綠地、古墳又は墓地

八 前各号に掲げるものの外、当該都道府縣が特に指定する地域又は場所

2 都道府縣は、美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる物件に廣告物を表示し、若しくは廣告物を掲出する物件を設置することを禁止し、又は制限することができる。

一 橋りよう

二 街路樹及び路傍樹

三 銅像及び記念碑

四 前各号に掲げるものの外、当該都道府縣が特に指定する物件

第五條 都道府縣は、條例で定めるところにより、美觀風致を維持するために必要があると認めるときは、廣告物及びこれを掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法について禁止又は制限をすることができる。

第六條 都道府縣は、條例で定めるところにより、公衆に対する危害

を防止するために必要があると思
めるときは、廣告物の表示及び廣
告物を掲出する物件の設置を禁止
し、又は制限することができ
る。
(違反に対する措置)

第七條 都道府縣知事は、條例で定

めるところにより、前四條の規定
に基き、條例に違反した廣告物を表
示し、若しくはこれに違反する廣
告物を掲出する物件を設置し、又
はこれらを管理する者に對し、こ
れらの除却その他美觀風致を維持
し、又は公衆に對する危害を防止
するために必要な措置を命ずるこ
とができる。

(訴願)

第八條 この法律に基き、條例に基
いて都道府縣知事の処分に対し
て不服のある者は、当該都道府縣
知事に訴願を提起することができ
る。

(罰則)

第九條 第三條から第七條までの規
定に基き、罰金のみを科
する規定を設けることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から起算
して九十日を経過した日から施行
する。

2 廣告物取締法(明治四十四年法
律第七十号)は、廃止する。

3 この法律施行前にした廣告物取
締法に違反する行為に對する罰則
の適用に關しては、なお、従前の
例による。

○内海政府委員 だいたい上程になり
ました。屋外廣告物法案の提案理由及び
要旨について御説明いたします。

現行の廣告物取締法は、明治四十四
年の制定にかかり、その内容は新憲法
及び地方自治法の精神に照らして改正
を必要とするものでありますので、こ
れを廃止して、これにかえて本法案を
制定しようとするものであります。

第一に、現行法は、その建前といた
しまして、廣告物に關する實質上の規
制をすこぶる廣範圍にわたつて、包括
的に行政官廳の命令に委任しており、
これに基き、實際には都道府縣知事が都
道府縣規則を制定して、規制を行つて
おります。このような廣汎な行政命令
への委任を認め、これは、新憲法下
におきまして、國民の權利の保障が高
められました今日、はなはだその趣旨
に添はぬものがありますので、屋外廣
告物に關する制限態様をできるだけ法
律をもつて明確にいたしたいと存する
のであります。

第二に、現行法におきましては、廣
告物の規制に關する事務は、國の事務
として取扱われておるのであります。
と、實質的には今も申し述べましたよ
うに、都道府縣知事が都道府縣規則に
よつて取締つております。すなわち、
廣告物に關する實質的な取締りは、一
切都道府縣知事單獨の責任において行
われ、都道府縣の議會は全然關與いた
しておりません。なおまた美觀風致の
維持という点から、行政官廳において
廣告物に關して統制を加えたことは、
勢ひ官治的色彩の濃いものとなる
きらいもあります。したがつてこの際
廣告物の規制に關しましては、國の事
務としての取扱ひをやめて、都道府縣
固有の事務として、都道府縣の條例を
もつて取扱ひをします方が、地方自治
の本旨にかない、かつ廣告物に關する

規制も適切に行われ、その効果もまた
よりよく期待できると思つたのであり
ます。

第三の点といたしまして、都道府縣
がその固有事務として、條例で廣告物
の規制を行うことといたしまして、
各都道府縣があまりに異なつた條例を
制定して、取締りにはなほだしい差異
懸隔を生じますと、廣告物業者はもち
ろん、廣告物を表示しようとする一般
國民にとりまして、はなはだ迷惑な
次第でありますので、都道府縣が條例
を制定します場合の基準となるべき事
項を、法律をもつて明確にすることに
いたしましたのであります。

第四の点といたしまして、廣告物に關
する規制の目的をもつば美觀風致の
維持及び公衆に對する危害の防止のみ
に止め、現行法のごとくに、安寧秩序
または風俗を保持するために廣告物の
内容にわたる制限をすることは、本法
案の対象としないうことにいたしました
。

以上で本法案の大要を御説明申し上
げた次第であります。何とぞ御審議
の上、本法案の成立に御協力あらん
ことをお願いいたします。

○淺利委員長 次に水防法案、内閣提
出第一四〇号を議題といたします。前
會に引續きまして質疑を継続いたしま
す。

○瀬戸山委員 昨日の委員會におきま
してお尋ねいたしましたのが、昨日の御
説明では明確でなかつたと思ひますの
で、きようは國家消防廳の方から見
てお尋ねするつもりで、國家消防
廳との關係につきまして、二、三お尋
ねをいたしてみたいと思ひます。

昨日の委員會におきまして、この
点について質問をいたしましたのであり
ますが、水防法案の第七條であります。
都道府縣知事が水防計画を定める場合
には、建設大臣のほかに國家消防廳の
長官の承認を得なければならぬ、か
ようになつておるのであります。が、水
防法は消防法とほとんど内容を同じく
するのであります。消防法におきま
しては、國家消防廳の長官は、消防に
關する指揮命令權もなければ、またも
ちろん消防計画に關する權限もない
のであります。ここにあらためて比較
的縁が遠いと言われるところの、水防
計画についての承認を與える權限を新
たにこしらへようとする趣旨、並
びに目的を一應明らかになつていただ
きたいと思ひます。

○瀧野政府委員 だいたいまの御質問で
ございまして、この消防の體形を一應
見ますと、消防組織法と消防法と現在
併立しておるのであります。消防組織
法において大體消防の組織體形を織り
込んでおるわけでありまして、しこう
してそのもとに實際の行為法である消防
法は、ほとんどの内容を火災の消防の
面に集中いたしておりまして、内容的
には水防に關しましては、若干の火災
の場合の條文を援用しておる程度であ
るのであります。水防法のような法
律が今回提案されましたのもその見地
からであらうと思つております。そ
ういたしまして、消防組織法に大體考
えております消防の概念は、必ず
しも火災だけではありませんが、水
災、震災その他の災害を含んでおるの
であります。この消防組織法におきま
する國家消防廳の任務といたしまする
ものは、組織法の第四條及びその他の

條文においてうたわれておるのであり
ますが、まずその中におきまして、消
防に關する諸報告を求め、法規、準則の基準
を示して、一定内容の報告をいたす
という場合があります。消防情勢の円滑
なる流通をいたしまして、組織法の四
條、二十二條、十九條、そのうち点か
らも任務が明らかになつております。
問題は御質問の水防法第七條の承認權
であります。が、水災は火災と異なつ
て、非常に廣汎な地域にわたるものを
対象としたのであります。水災は御
承知のように数市町村、あるいは場合
によつては數府縣にわたつて災害が起
るのであります。この対策は數市町村
ないし數府縣にわたつて考えられなけ
ればならない。さうな場合は、當然
この消防組織法の第二十四條にうたつ
てあります非常事態の場合とわれわ
れは考へております。消防組織法の第
二十四條には、明らかに、國家消防
廳、國家、地方警察、都道府縣知事及び
市町村が相互において、非常事態に備
えてこれが防除についてあらかじめ協
定し、應援する場合もあるものでありま
す。でありますから、かような場合に
に消防活動が自治主義で徹底しておる
ことはもちろんであります。が、その場
合の弊害を若干修正いたしまして、廣
範圍にわたりますような非常事態に備
えて、國家消防廳、あるいは國家地方
警察、都道府縣知事、あるいは市町村
画いたしまして、これが自治主義の徹
底による若干の弊害を修正しておると
私たちは考へております。さうして國
家消防廳が立至つてゐる場面が相當あ
るのであります。しかいたしまして水
防法を貫いております大體の精神は、

水防活動の実態は何かと申しますと、第二條においていろいろ考えられておりますが、目下のところでは消防機関が非常に重要性を持つてゐる。すなわち実際の水防活動にいたします消防機関に対して、消防機関は火災その他の災害に備えて活動いたしまする活動体であると同時に、水防に對しては活動機関でありまして、消防活動に従事いたします消防機関その他の消防機関につきましては、平素の消防活動の指導ないし國家的な企画面を担当いたしまする國家消防廳におきまして、實際の都道府縣知事の立てます水防計画の内容を一應把握し、自治消防の実態に適合するよう内容の水防計画を立てていただくために、國家消防長官のもとにこれが承認を建設大臣同様考慮されてしかるべきだと存するのであります。また水防法第七條の承認につきましては、直接市町村の運営管理を意味するものではないと思ふのであります。水害のような洪水による非常な危険事態の非常事態に備えての都道府縣知事の立てます水防計画につきまして、都道府縣知事の水防計画の内容を検討することとでございます。まして、いわゆる市町村の消防につきする運営管理、あるいは行政監督といたうことを意味するものとは解しないのであります。

それから最後に國家消防廳におきまして、水防計画の面に重大な関心を持ち、これの承認を求めたいのは消防組織法の第二十條にありますように、設備資材のあつせんということがございまして、現在の状態におきましてはあつせんという程度ではないのであります。経済安定本部でもきめておりま

するように、水防活動と申しまするか、廣い意味の消防活動に従事いたしまする消防員の必要とする消防器具、資材等の指定生産資材の割当規則に基づき資材等の割当、國家的な活動という面を担当いたしてゐるのであります。水防計画内容に沿ひしめるがごとき資材等の國家的見地からの割当配給等をやらねばならぬ面があるのであります。この点からも水防計画の内容を熟知検討いたしておきたいのであります。さうな理由からいたしまして、第七條の承認を消防廳長官も入れたのであります。一應御説明いたします。

○瀬戸山委員 大体明白になつたのであります。なるほど消防組織法には水災も入つておりました。水災に對する点がきわめて不明確になつておつたので、今回水防法をこしらへるといふ趣旨についてはけつこうであります。消防組織法の國家消防廳の仕事の内容を法文から見ますと、ほとんど火事のことだけを研究しておるように見えるのであります。ただいまの御説明のように、水災に對してきわめて重大な関心を持つておられるということには敬意を表するのであります。しからば國家消防廳においては、日本全國の水災に對して十分な認識をもつて、これに對する対策をいかにすればいいかといふことを研究調査しておられるかどうかといふことを、もう一度お尋ねしておきたいと思ひます。

の警保局のごく一部分で担当しておられて、消防につきましての國家的任務責任を果す應といたしまして、よく浮び上つたのは昨年三月のことでございます。申訳のようになるのであります。もう一年経過したにすぎない。もちろん災害に對しては輕重はございせんけれども、この組織法確立実施まで國家的見地から消防の面を大きく研究し、これが指導方針を與えるという大きな任務は、まず火災の面から始まつておるのであります。もちろんこの水防法が今回できたのも、水害がはなはだしく國土の消耗を見ておる現状からいたしまして、必要であることは痛感されるのであります。するけれども、まず消防法なるものの重点があつて火災に置かれておるといふことは、先ほど申した通りであります。國家消防廳におきましては水害に對しまして、これが対策を、いわゆる國家消防廳として與えられた組織法その他から出て來るところの、當然の任務といたしまして面からの任務ないし責任を、これから十分果して行きたい、遺憾ながら現状におきましては全面的活動をいたしましておりません。これは、よく承知いたしておるところであります。一方建設省の方におきましては建設省自体としての大きな面がございまして、それと歩調を合せ、國家消防廳におきましては、これから任務といたしましては、これから開拓し廣げて行きたいと考えておるのであります。

○瀬戸山委員 今の御答弁によりまして、水防に關して何らの知識もないし、いまだその緒についておらないといふこととあります。私が問題にいたしたいのは、大体水に關係することは、國土保全並びに民心安定、また個人の財産その他の保護のために、建設省が國土計画その他の關係から全般的な把握をいたしておるので、建設省の所管としてこの問題が起つておると私は思ふのであります。同じ水防計画に對して、さらにまた別個の消防廳という機關において同じような研究調査をして、さらにその計画が二途に承認する場合も起り得るというのは、見解の相違があると思ふのであります。現在わが國の行政機構の簡素化、事務の簡易化、能率化といふ点から考えても、さらに今回新たに制定される法律におきまして、建設大臣だけでは日本の水防計画に對する万全な計画を立てることができないといふ、そこに疑義があるのであります。國家消防廳も關係し、建設大臣も關係しなければ、日本水害に對する、また水害の防除、予防に對する政策が確立されなほ貧困なる建設政策であるかどうかといふことを、私は問題にしておるのであります。この点は内海政府委員にお尋ねしたいと思ひます。

御期待に沿ひたいのでありますけれども、しかし財政その他にいていかんとすることができないといふので、今日御提案になりましたところの水防法案というものは、地方の條例の規定を設けるときの一つの規範として、一面においては制定してその希望を満たしたいといふのと、一面においてはやはり水防と消防とが一体となつて天災を防ぐといふことをねらつておるような次第でございます。この際完全、しかも全体の御希望を盛り上げるといふわけにはいかないといふ苦心の点はどうぞ御推量を願ひたいと思ふのであります。

○内海政府委員 現在の地方の市町村の財政の状態から見ても、また國の財政から見ても、でき得ることならば地方の自治團體を基本としたる、いわゆる地方自治制による地方議會の條例によつて協力を仰ぎたい。いわゆる國と國民とが一体となつて、さうしてさういふような不時の災害に備へるということが自然の行き方でないかと思ふのであります。瀬戸山さんも御承知の通り、現在のこの財政状態においては、でき得るならば國民全体の

○瀬戸山委員 私問題にいたしておりますのは、都道府縣が立てますところの水防計画なるものが、これで最小限度に災害を防除するための計画になり得るかどうかといふ、その認定の力と組織が建設省だけではできないのかどうか、私はお尋ねしておるのであります。

○内海政府委員 そこでたゞいま消防長官からも言われたごとく、この機会においてはやはり内閣の管下にある消防廳と建設省が一体となつて、さうして協力態勢をとつて進めるよりほか、今日のところ道はないように考えられております。

○瀬戸山委員 その程度の現在の状態であるといふこととありますから、やむを得ないといひしておきます。

消防廳の方にお尋ねいたしたいのは、現在の消防團では水防を完全にすることはできないといふお考えであるかどうか。そこで水防團を別個にこしらえた方が消防並びに水防活動に、具體的に人間の心理状態までを入れての

く申し上げるかと言うと、行政機構の簡素化をしながら、もし完全な國家消防廳の活動を期待するという事になりますれば、相當の人員をふやして、建設省における同じような研究をしなければ、水防計画が適切であるかどうかの判断は下されない。現在の状態においてそれはできないと言ふならば、將來そういう二つの水防に関する行政機構をつくる前提にはしないかという事を私は考えておる。それではなければこの規定は意味がないのであります。そこまで来て國全体の水防計画に対する明確な判断と、それに対する資料を調査研究いたして行く。都道府縣知事が持つて来たところの水防計画が、これが現在において最良のものであるという判断をつけるためには、相當の組織と研究がいるのであります。それから、それをしなければならぬ。それをしないならばこういう法律は、いらないという事になります。で、われ／＼が平素考えておりますところの、行政の簡素化という点から考へて、これは報告程度でよろしいのではないかと考へております。もう一度念のために國家消防廳の御見解を承つておきたいと思ひます。

○瀧野政府委員 御意見ごつともものようにも思ひますけれども、基本的に水防活動の主体が消防機関である点、接觸面が同様のものを対象とする關係上、消防を建前として國家消防廳が消防組織法にもうたつておりますように、消防の科学的な研究をいたす、試験もいたす、あるいは諸設備、諸器具等の検定をいたす、あるいは情報活動をいたす。消防の自治を侵さざる程度の國家的見地からのいろいろ

の任務を持つておるのであります。消防という概念から水防を切り離して、ごらんになれば、さような論議になるかと思ひますが、一應國家消防廳が消防の建前から一つの機關としてさような任務を持つておるのであります。現狀がどうであるからこうであるという論議でもつて、將來長く続くところの法律の建前として、國家消防廳における一つの所見を都道府縣知事の樹立いたします水防計画に織り込み、反映させるという事は必要であらうと思ふのであります。なお建設省だけでだめなのか、建設省だけでは國家機關として弱いのかという先ほどの御見解もあつたのであります。決してさような意味でないと思ふのであります。あに消防のみならず、水防のみならず、いわゆる自治活動のすべての立場におきまして、國家機關の數箇のものがその計画に參画するという事はしつ／＼あるのであります。純粹に一つの政府の機關が唯一の機關であるという事を求める必要はないと思ふのであります。第三番目に、行政の簡素化と申しますけれども、簡素化は日々の仕事においてからなければなりません。その中で、建前として數箇の機關が參画するということがすなわち事務の澁滞を來すという論議にはならないと思ふのであります。ともあれい／＼な情勢からいたしまして、第七條の承認という面は、國家消防廳といたしましては強く主張いたしたのでござります。

○瀧野政府委員 私の質問は終わります。○淺利委員 それで通告の順序によりまして、次に宮原委員。○宮原委員 法案第七條の都道府縣の水防計画について、建設廳立案當局が、計画の内容についてある程度構想ができてゐるなら、まずそのことを伺いたい。○目黒政府委員 その水防計画の内容をいたしましては、大體都道府縣が、その管内におきまして、水防の調整、それから円滑なる実施を確保することを目的として、洪水や、水位、その他情報、大なる堰堤等の流量の調節、調査、水閘等についての予定計画、予備倉庫等による資材の備蓄及び補給及びその配分の輸送の計画、その他の施設の管理、利用それから水防拠点区域に関する対策、それから出先官廳の地方建設局、その他の機關との連絡關係、こ

心することができないのであります。従ひまして、ただいまの御説明のような水防計画のもとに、各府縣の水防團が活動したところで、それは水害の起つた場合のあとで祭であつて、今に建設當局の誠意ある、しかも情熱のこもつた水害対策、予防対策を考究する必要があるということを痛感するのであります。従ひまして、それはどういふ意味を持つかと申しますれば、水防の團體としての水防訓練は、この法案のうちにも書き上げられておりますけれども、一般民衆の水害に対する予備知識というものが非常に貧困でありまして、例をとりますと、私の選挙区であります廣島の呉市のごときは、昭和二十年の九月に、水害のために二千名の生命を失つてお

る。あの空襲でも二千名の死傷者はでなかつたのであります。空襲以上の被害を受けております。しかも今回の國費によつてこの災害予防、または河川改修の方面によつて、この水害の防止をいかなる程度に期待できるかといふと、まことに心細い次第であります。本年度も昭和二十年当時の雨量がありまして、ここには何千名以上の生命を失うという危険にさらされておるのであります。これは一例にすぎません。全國至るところ同様であります。従ひまして水防の訓練と申しますか、立ちのきの時期とか、水防の危険の警告とかいふようなものについて、この法案の徹底を期する意図において、建設當局はいかなるお考えをお持ちになつておりますか、この法案を審議する際に、その点についてお聞きするのであります。ただいまの計画は、大體机上の案としてはしごく

重要なことが盛られておると思ふのでありますけれども、その計画ができ上つたところで、災害が起つた場合において、跡始末には多少はなるかもしませんが、この全國的に危険にさらされておるところの人命、財産、こ

う方面の予防については、まことに隔靴搔痒の感があると思ひます。その面についての當局の御決意を伺いたいと思ひます。○目黒政府委員 水防の一番重点と考へますところは、水害を未然に予知することが一番大切であります。それに対していかなる水防活動をするかの準備態勢を整へるといふのが、一番大事だと思ふのであります。現在につきましては、洪水の予報ということにつきましては、大河川におきましては、中央氣象台及び安本資源局などが寄り集まりまして、もちろんわれ／＼も參加いたしておりますが、大體大きな河川につきましては、ある程度洪水の予報の協議会をつくつて、ある程度の見通しをつてておられますが、これにはい／＼過去の資料が必要なのであります。これらの資料を蒐集いたしまして、できるだけ早くこれらの洪水波の傳播の予報をいたしたいと考へております。目下のところはまだその域に達していません。しかしながら大體の雨量によつては中央氣象台においてこれを取扱つておられますので、ある程度の洪水の予知はできるのであります。その場合に、われ／＼は水防團あるいは消防團というものを活用いたしまして、最後まで堤防を守ることに奮戦しなければならぬと思ひます。この消防團、水防團の活動を続ける場合に

おきましても、やはりこれは相当、技術を要するのであります。従つてこれらの活動を常に先から訓練いたしておきませんと、その非常時にあたつて間に合わないというようなことが起りますので、われ／＼としては消防團、水防團の訓練をいたす計画を立てておるのであります。それと同時に水防には必要な器具資材を相当量備蓄しておかなければならぬのであります。このためには、適当な箇所には水防小屋を設置し、それにそのとき必要と思はれる十分なる資材と器材を備蓄しておくべく各府縣に勧告いたしておるのであります。それで水防活動が始まりまして、最後のどたん場まで活動して行きたいのであります。いよいよその活動が効を奏しないという段階に入りますと、最初お話のような退避の命令を出さなければならぬと思うのであります。どうしても未然に人命を失ふことを避けるためには、やはりある程度の退避を安全な時期において命令を下すことが当然だと考えております。しかしながらわれ／＼の考えておりますのは、その退避よりもできるだけ現在の堤防を最後の一線まで水防活動によつて守りたいというのが念願でありまして、そのために先ほど申しました通りの訓練と資材の備蓄とを主眼にいたして参りたいと考えております。

○宮原委員　ごく碎いて御相談するのですが、その計画の中に、消防活動が今の災害防止の土工と申しますか、そういう方面に主力を注ぐということとあわせて、一般民衆に対する立のきの際の世話まで――立のき先の予定計画とか、立のきを指示する場合の予告の方法とか、そのほか建設省あたりでお考えになれば、大体河川の危険区域とつておるような所もある程度おわかりになつておるであらうでしょうか、そういうようなことの予知とかいふようなこととまで織り込ませるような計画をお立てになるという考えはありますか。

あるいは計画書の中にそれを織り込まなければ、他の訓令とか通牒といううなもの、各府縣当局が当然これを義務として、いかなる小さい河川といへども、危険ありという面においては、全體的に、組織的に一般民衆の生命財産の危険を防止するだけの組織を完成し、あの都市計画ができるころまで進ませていただいて、被害を最小限度に食い止めるというふうなお考えはないか。この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○目黒政府委員　日本の河川は御承知の通りの状態で、非常に荒廢しております。そこで河川の狀態におきましては、やはり相當な危険な箇所と安全な箇所とが一河川においてもありまして、それでわれ／＼といたしましては、直轄河川に類するものはわれ／＼の出先であります。地方建設局が実体をよく把握しております、予知できるまで研究が積まれております。また府縣知事の管理しております中小河川以下の河川は、知事の下におります土木關係の職員が河川の危険狀態をよく把握しております。従つて第一線におきましては、その出先である出張所というふうなものが、この実体を握り、十分市町村等と連絡がとれるようになつておるのであります。水防計画のうちにももちろんこれらを想定いたしました、最後の必要な計画を立てなければならぬのは当然であります。

の場合の第一の計画立案者は、やはりどこまでも市町村長がこれに対して実体を握つております關係で、ここで立ててもらつて、われ／＼はこれを審議したい、承認したいという考え方でやつておるのであります。

○淺利委員長　質問がなか／＼盡きないようでありますから、ここで一旦休憩いたします。

午後零時七分休憩

〔休憩後は開会するに至らなかつた〕